

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

11

2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

生命保険には何歳まで入れる？
高齢者の保険加入時の注意点



P3 暮らしとお金の教養講座

認知症になってからでは遅い？
事前にできる準備を解説



P4 相続・贈与の基礎知識

信託で大切な財産を有効活用
基礎知識をおさらい



数字で見る相続

認知症の高齢者数
2025年に
471.6万人と推計



『令和6年版高齢社会白書』によると、65歳以上の認知症の高齢者数は、2022年時点で443.2万人、65歳以上の人口がほぼピークとなる2040年には584.2万人にのぼると推計されています。この数値は、高齢者の6.7人に1人が認知症という割合にあたります。

2025年の認知症の高齢者数は471.6万人と推計されていて、約7年前の『平成29年版高齢社会白書』での推計値（675万人）を大幅に下回っています。この背景には、生活習慣病の改善や健康意識の変化などが、認知機能の維持や、認知機能低下の抑制につながっている可能性があるともいわれています。上昇幅は緩やかになったものの、今後も認知症の高齢者数の増加は見込まれており、家族だけではなく地域社会も含めてどのように支援していくのが課題になると考えられています。

生命保険には何歳まで入れる？ 高齢者の保険加入時の注意点

今加入している生命保険が満期になった場合、その後の保険はどうすればよいでしょうか。一般的に生命保険は加入年齢に制限がある場合が多いですが、高齢でも加入できる保険もあります。今回は高齢者が新たに生命保険加入時に気をつけるポイントを説明します。

高齢者が保険に入る場合に 検討すべき項目とは

生命保険は、基本的に加入年齢に制限が設けられており、何歳になっても加入できるというわけではありません。また、健康状態によっては加入できない保険もあります。そのため、加入している保険が満期を迎えて、その後の保険をどうしたらよいか悩む高齢者の方もいらっしゃるでしょう。

加入年齢の上限は保険商品によって異なり、多くの商品は60歳代または70歳代を上限にしていますが、80歳を過ぎても加入できる商品もあり、高齢者でも新たに生命保険への加入はできます。

ただし、高齢者が加入を検討する場合には、デメリットもあります。年齢が高くなるほど病気や怪我などのリスクも高くなるため、多くの保険商品で保険料が高く設定されており、定年後に収入が少なくなってから加入する場合、保険料の負担が大きくなります。また、加入には保険会社の審査があり、健康状態によっては保険に加入できないこともあります。特に、認知症になってからは保険に入れないケースが多く見られます。なお、高齢者は身体機能や認知能力が低下することも多いため、一般社団法人生命保険協会の「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」では、会員である生命保険会社各社が、高齢者に対して保険商品を提供する場合には、より丁寧な対応をすることが望ましいとの指針を示しています。

なお、日本は公的医療保険制度が充実していますので、高齢者は医療費の負担が抑えられています。70歳以上の医療費は、収入によって1～2割の負担になったり、高額療養費制度が活用できたりするので、民間の医療保障がある保険に加入する必要があるか否か、検討してもよいでしょう。

高齢者が保険に入るとは 相続対策としても有効

一方、高齢者の生命保険加入には、次のようなメリットがあります。まず、自身の葬儀費用のために利用してもらうことができます。亡くなったことが金融機関に伝わると預貯金口座が凍結されるため、遺族を受取人にするだけで葬儀関連費用などに保険金を充てることができます。また、遺された配偶者や家族の生活資金のために利用してもらうこともできます。特に、配偶者と2人、年金で生活している場合、どちらかが亡くなると年金収入が減るため、保険金で配偶者の生活費の負担を軽減することができます。そして、生命保険は相続対策として活用することも可能です。

生命保険が相続対策として有効なのは、相続税の軽減が可能になるためです。契約者と被保険者が同一の場合の死亡保険金は相続財産とみなされ相続税の課税対象になりますが、法定相続人が受け取る場合、「500万円×法定相続人の数」の非課税枠があります。財産を現金や預貯金で相続する場合には非課税枠や特例がないので、生命保険の加入は相続税軽減につながります。また、死亡保険金は、生前の被保険者が有する財産ではないため相続財産にはあらず、受取人固有の財産となるため、原則として遺産分割協議の対象にならず、遺留分算定の財産にも含まれないので、受取人を指定することで特定の人に確実に財産を渡すことができます。保険金は比較的短期間で受け取れるため納税資金などの確保にも役立てられます。

生命保険は、加入条件があるため、状況によっては加入できないこともあります。また、メリットもあります。どのような保険を選べばよいか判断に困ったときなどには、専門家に相談しましょう。

認知症になってからでは遅い？ 事前にできる準備を解説

日本では現在、65歳以上の高齢者の約8人に1人が認知症といわれています。認知症になると、法律行為ができなくなったり、口座が凍結されたりするなど、活動が制限されます。そこで、認知症発症後も安心して生活するために、事前にできる対策を説明します。

認知症対策は遺言書で十分？ 後見制度や信託の活用を

認知症発症後に作成された遺言は無効となるおそれがありますが、認知症発症前に遺言書を作成していれば、それで認知症対策となるのでしょうか。遺言では遺産における相続分の指定や、分割方法などを決めておくこともできますので、遺言書があれば本人も家族も安心することができます。しかし、遺言は遺言者が亡くなったときに初めて効力を生じるものであり、認知症を発症してから亡くなるまでのことを考慮すると、遺言書だけでは認知症対策として十分とはいえません。

認知症を発症して判断能力が不十分だと判断されると、銀行口座の凍結や、認知症発症後に締結した契約などの法律行為が取り消される可能性もあり、社会生活に支障が生じる場合があります。そこで、認知症に備えて事前にできる対策として、認知症発症後の自分の財産管理などの仕事を依頼できる『任意後見制度』や、家族などに財産管理を託せる『民事信託』があり、これらを併用することもできます。

任意後見制度では、本人の判断能力が十分なうちに、本人が任意後見人を選んで、将来その人に委任する法律行為について公正証書で契約を締結しておきます。そして、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所での任意後見監督人の選任の審判後に、任意後見人が契約に基づいて委任された行為を本人に代わり行うことになります。

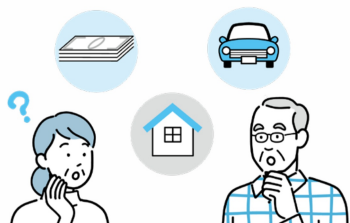
もし認知症になってしまったら 状態によっては信託の利用も可

民事信託も、本人の判断能力が十分なうちに、信託契約によって、信頼できる家族など（以下「受託者」）に財産を預け、その受託者が財産の管理や処分を行うことになります。このとき財産の所有名義も形式上は受託者に移すことになるため、民事信託を利用するときは、受託者以外の家族がいる場合などには、その理解を得ておくのが無難ともいえます。そうでない場合はトラブルにつながることも想定されます。

認知症と診断されると、契約などの法律行為を制限されることがありますので、民事信託を利用できなくなる場合があります。例外的に、認知症の前段階である軽度認知症など、判断能力の低下の程度によっては、民事信託を利用できたという事例もあります。ただし、これはあくまで例外的な事例ですので、認知症が発症する前に早めに検討し、行動するようにしましょう。信託契約については、特別の方式などは法定されていませんが、公正証書で作成しておけば安心でしょう。

なお、認知症で判断能力が不十分だと判断された後からでも利用できる対策としては、『法定後見制度』があります。この制度では、任意後見制度とは異なり、認知症の程度に応じて、家庭裁判所の審判により成年後見人や保佐人、補助人などが選任され、本人の財産に関する法律行為を支援することになります。

認知症で判断能力が低下すると、採用できる対策も限られてきます。判断能力が低下する前に任意後見制度などの準備を進めておくことが重要です。安心して生活できるよう民事信託の併用も含め、専門家への早めの相談をおすすめします。



信託で大切な財産を有効活用 基礎知識をおさらい

『信託』とは、自分の大切な財産を信頼できる人に託し、自分が決めた目的に沿って運用・管理してもらう制度です。信託は大きく分けて、非営利目的で行う『民事信託』と、営利目的で行う『商事信託』があります。今回は商事信託の基礎知識について紹介します。

商事信託でできることは？ 信託の仕組みと特徴

商事信託（以下、信託）は、財産を信託銀行などに託す「委託者」、信託を受けた財産を管理・運用する「受託者」、信託された財産から生じた利益を受け取る「受益者」の三者で構成されます。受益者は委託者自身のほか、委託者以外の第三者を設定することもできます。

信託には、①目的を自由に決められる、②どんな財産でも信託できる、③信託した財産は受託者が安全に管理する、などの特徴があります。

信託の利用により、信託された財産は、受託者の名義となり分別管理されるため、委託者や受託者の破産や倒産による影響を受けることはありません。また、財産は受託者に移転していますので、信託契約後に委託者が認知症を発症しても、その影響を受けません。

そして、信託された財産は信託受益権という権利となるため、信託の目的に応じて財産を流動化することが可能となります。

信託の具体的な活用方法と 利用にあたっての注意点

信託は、目的などに応じて、さまざまな方法で活用されています。

たとえば、子どもや孫のために教育費や結婚・出産・子育ての費用を支援したい場合は、「教育資金贈与信託」や「結婚・子育て支援信託」が利用されています。また、特定障害者の方の生活の安定と療養を生涯にわたり支えたい場合は、「特定贈与信託」などが利用されます。

一方、信託の利用に際して気をつけるべきポイントがあります。信託は実績配当が原則であり、信託財産によって生じる利益も損失も受益者に帰属します。ただし、信託銀行などで取り扱っている信託商品の一部には、元本補てん契約が付されているものもあり、その信託であれば、預金保険制度により一定額まで保護されます。

このように信託の活用にはメリットもありますが、当然リスクもあります。利用する前には十分に検討をしましょう。